

## 議案第29号

町田市立図書館協議会条例施行規則の全部改正について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

### (提案理由説明)

本件は、町田市立図書館協議会条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものです。

なお、この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

別紙のとおり、町田市立図書館協議会条例施行規則を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

町田市立図書館協議会条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

#### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 規則の名称を「町田市立図書館協議会運営規則」に改めます。(題名関係)

(2) 会議、招集の通知、書面による協議及び庶務に関する規定を加えます。(改正後の第3条から第6条まで関係)

(3) その他文言の整理を行います。

#### 3 施行期日

公布の日から施行します。

#### 4 補足説明

この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

よって、当該条例が可決されたときに、この規則を速やかに公布できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、審議をいただくものです。

## 町田市立図書館協議会運営規則

町田市立図書館協議会条例施行規則（昭和60年7月町田市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市立図書館協議会条例（昭和60年6月町田市条例第20号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、町田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の人数）

第2条 条例第2条第2項の規定により同項各号に掲げる者のうちから町田市教育委員会が委嘱することとされる委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）条例第2条第2項第1号に掲げる者 2人以内
- （2）条例第2条第2項第2号に掲げる者 2人以内
- （3）条例第2条第2項第3号に掲げる者 5人以内
- （4）条例第2条第2項第4号に掲げる者 1人

（会議）

第3条 協議会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（招集の通知）

第4条 委員長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

- （1）開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(書面による協議)

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を発議することができる。

2 書面による協議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による協議における協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による協議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、書面による協議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習部図書館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。